

建築物における駐車施設の附置等に関する 条例の取扱について（手引書）

令和 3 年 11 月 1 日 計画調整局

【目次】

第 1	車室について	．．．．．	P 1 ～ 2
第 2	車路について	．．．．．	P 3 ～ 5
第 3	特殊装置について	．．．．．	P 6 ～ 7
第 4	出入口について	．．．．．	P 8 ～13
第 5	各種申請等について	．．．．．	P 14～50
	1. 附置義務緩和申請について	．．．．．	P14～P17
	2. " 工事完了届について	．．．．．	P18～P19
	3. 共同駐車場の指定について	．．．．．	P20～P26
	4. " 工事完了届について	．．．．．	P27～P28
	5. " 状況報告について	．．．．．	P29～P30
	6. 敷地外設置（条例第 9 条第 1 項）について	．．．．．	P31～P35
	7. " にかかる継続設置の報告について	．．．．．	P36～P37
	8. 共同駐車場への設置（条例第 9 条第 2 項）について	．．．．．	P38～P43
	9. " にかかる継続設置の報告について	．．．．．	P44～P45
	10. 敷地内の駐車施設等の位置等の変更について	．．．．．	P46～P48
	11. 措置命令書について	．．．．．	P49～P50
第 6	駐車施設整理票の提出について	．．．．．	P 51～55

この手引書は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例の取り扱いに関して、
各種基準、手続き等について取りまとめたものです。

この手引書において、

○条例は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 39 年 6 月 11 日大阪市条例第 93 号）」

○規則は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成 20 年 5 月 30 日大阪市規則第 111 号）」

○基準は「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成 2 年 3 月 22 日大阪市告示第 196 号）」

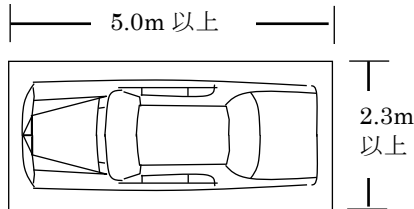
をそれぞれ意味します。

第1 車室について

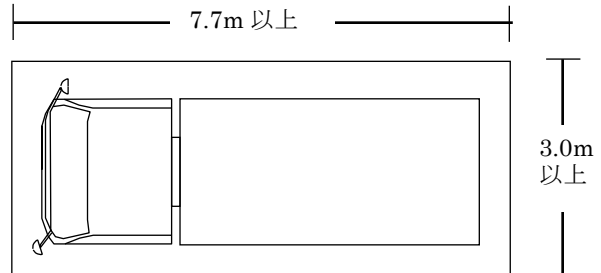
1. 大きさ（条例第8条第1項、第3項）

- 四輪車の車室の大きさは幅2.3m以上、奥行5.0m以上である必要があります。
- 自動二輪車の車室の大きさは幅1.0m以上、奥行2.3m以上である必要があります。
- 荷さばき駐車施設にあっては幅3.0m以上、奥行7.7m以上である必要があります。

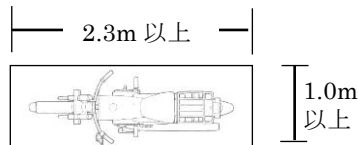
＜四輪車の駐車施設＞



＜荷さばき駐車施設＞



＜自動二輪車の駐車施設＞



規則第6条第2号により、看板の設置その他の方法により、自動二輪車の駐車のために供する部分であることを明示する必要があります。

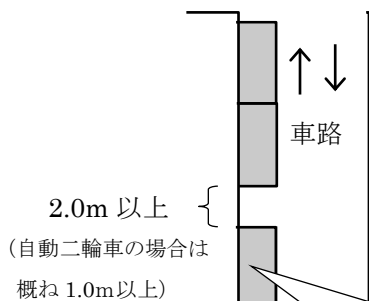
- 注）
- ・建築確認申請の図面における車室の表示は自動車の大きさを表示するのではなく、車室寸法を表示してください。
 - ・「大阪府福祉のまちづくり条例」の適用を受ける場合は、幅3.5m以上、長さ5.0m以上確保した車室を設置してください。（四輪車用）

2. 配置（条例第8条第1項、第3項）

自動車が安全かつ円滑に走行できる車路により道路に通じている車室の配置は下記のとおりです

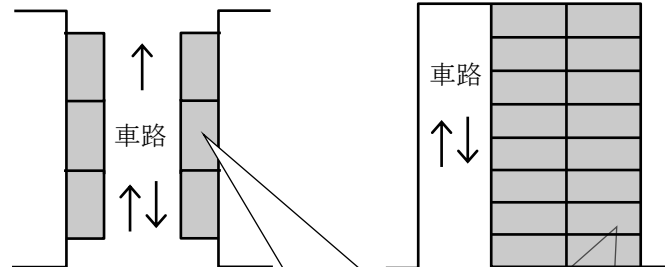
- (1) 自走式の駐車施設等では、他の自動車を動かさずに出し入れが出来る車室の配置である必要があります。

《可能な例》



他の車室を通過せずに車路に出られます。

《不可能な例》



他の車室を通過しないと車路に出られません

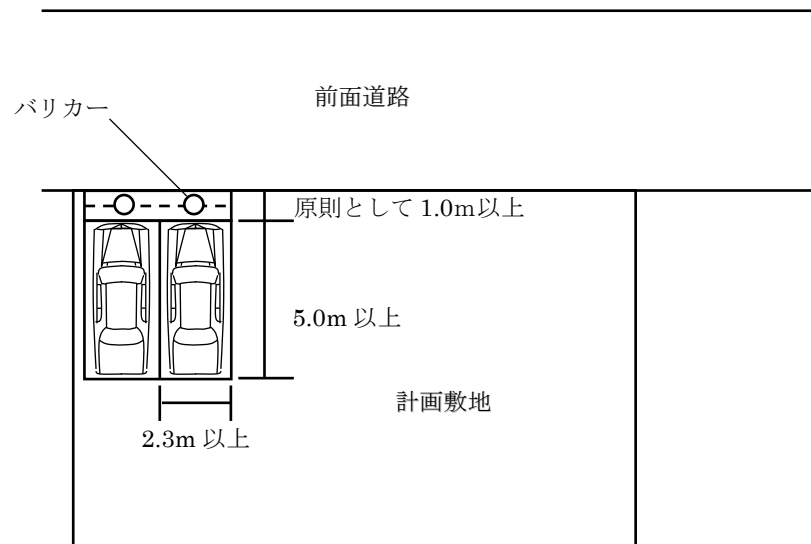
- (2) 前面道路に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置（いわゆる串刺し駐車）の取扱いは下表のとおりとし、バリカー等による安全対策が必要です。（自動二輪車及び荷さばき駐車施設についてはこの限りではありません。）

なお、前面道路に歩道がある場合は道路管理者との協議が必要です。

1 前面道路に対して

2 台以下	設置可
3～9 台	配置上やむを得ない場合設置可
10 台以上	不可

設置できる例

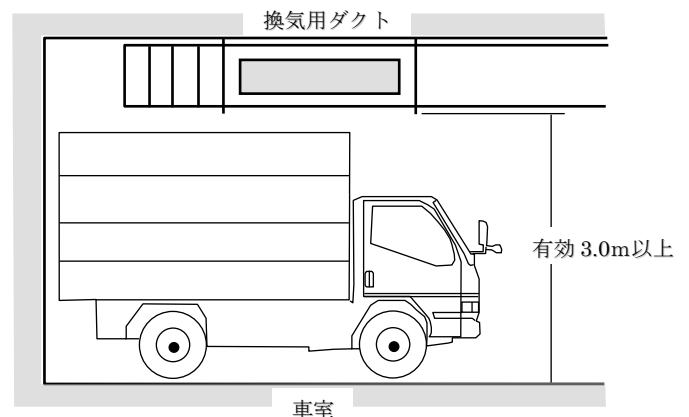
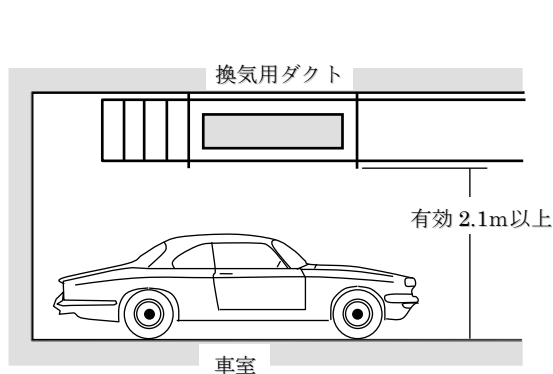


3. 高さ(規則第6条第1号)

車室部分のほり下の高さは2.1m以上（荷さばき駐車施設にあっては3.0m以上）であることが必要です。ただし、特殊な装置（機械式駐車施設）を用いる場合はこの限りではありません。

<一般の駐車施設>

<荷さばき駐車施設>



第2 車路について

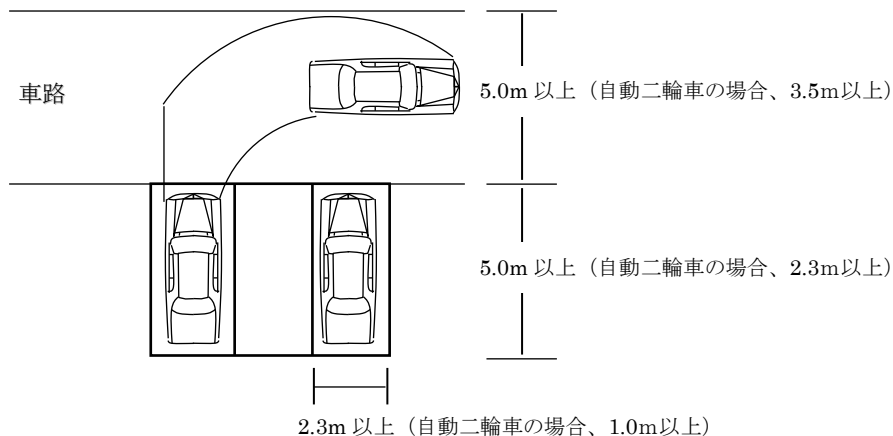
1. 幅員（規則第5条第1号ア～エ）

自動車及安全かつ円滑に走行できる車路の幅員は原則として下記のとおりとします。ただし、駐車場法第12条の設置の届出が必要な駐車施設については、駐車場法の基準を守る必要があります。

(1) 往復通行

○四輪車：幅員5m以上、ただし駐車のために供する部分の面積が 500m^2 以上のものは幅員5.5m以上必要です。

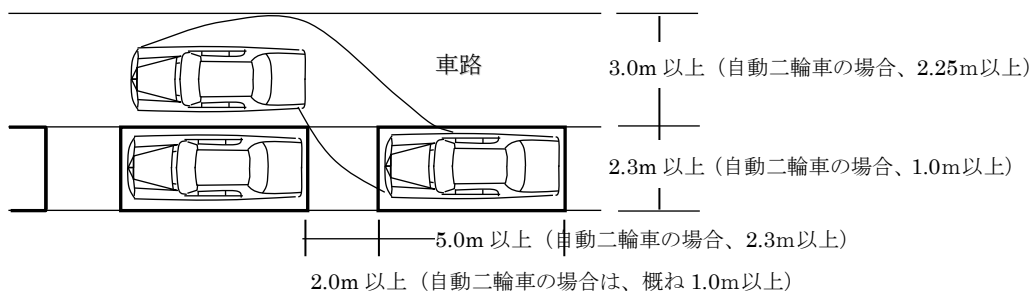
○自動二輪車：幅員3.5m以上。



(2) 一方通行

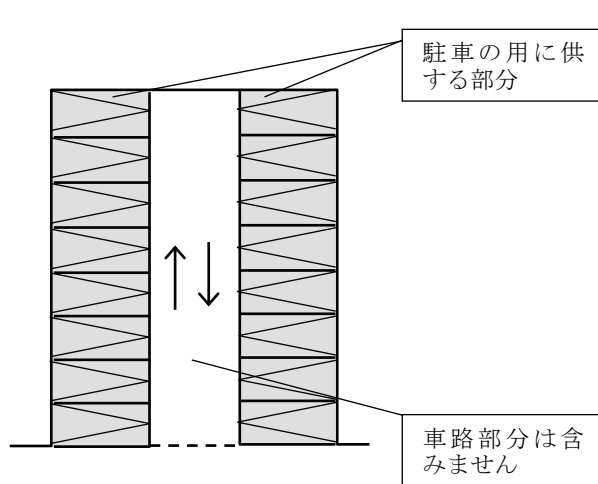
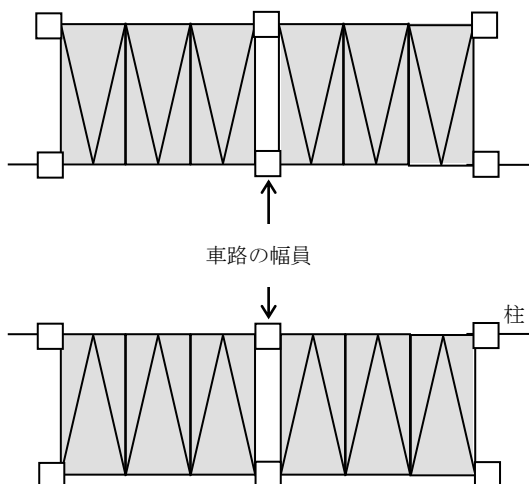
○四輪車：幅員3m以上、ただし駐車のために供する部分の面積が 500m^2 以上のものは幅員3.5m以上必要です。

○自動二輪車：幅員2.25m以上。



注) 車路の幅員とは下図のとおりです。

注) 駐車のために供する部分は下図のとおりです。



- (3) 警報装置、自動車の滞留場所又はこれらに類するものの設置その他自動車が安全かつ円滑に通行することができるための措置が講じられている場合の特例について（規則第5条第1号ただし書き）
（基準第5条）

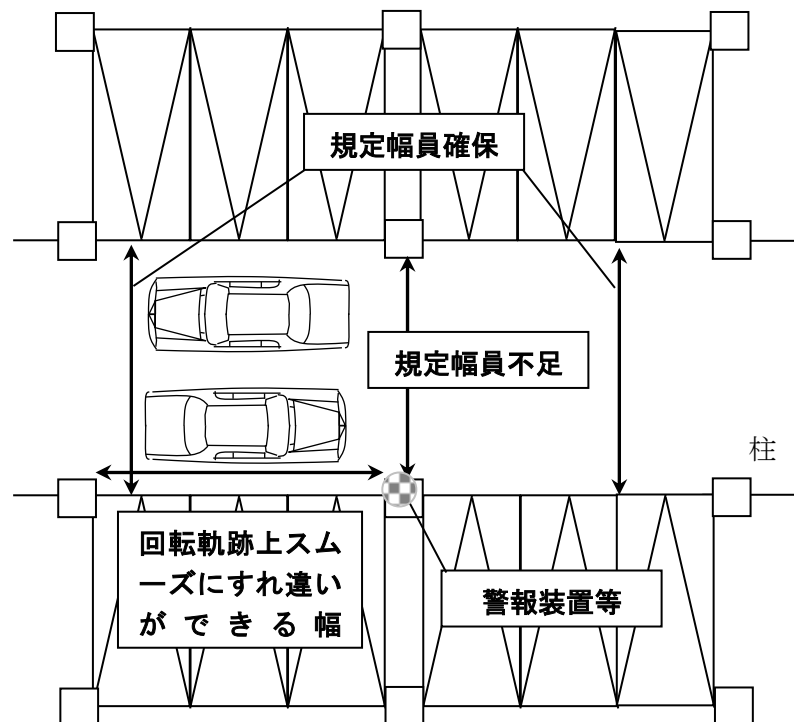
【四輪車】

駐車場面積又は 敷地の間口 台数	500㎡以上	500㎡未満～20台	19台～10台	9台以下
15m 以上	幅員 5.5m 以上 ※	幅員 5.0m 以上 ※	幅員 5.0m 以上 ※	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)
15m 未満 ～ 10m 以上	幅員 5.5m 以上 ※	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)	幅員 3.0m 以上 (信号装置等設置)
10m 未満	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)	幅員 4.0m 以上 (警報装置等設置)	幅員 3.0m 以上 (信号装置等設置)	幅員 3.0m 以上 (信号装置等設置)

※ 車路の幅員が柱部分等において上表の規定を下回る場合は、その前後で規定の幅員を確保した上で、警報装置等を設置することによって、安全かつ円滑に走行できる車路と見なします。なお、この場合であっても車路の幅員は4.0m以上とします。

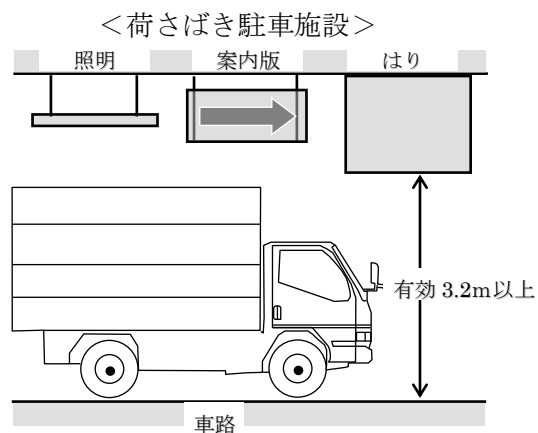
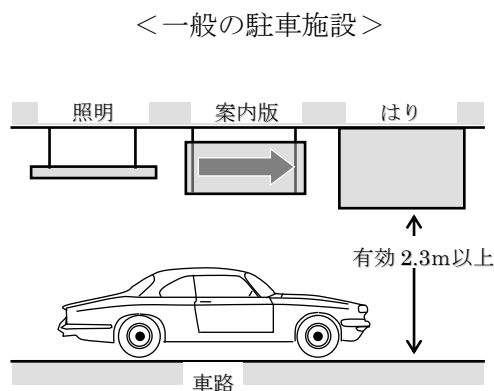
【自動二輪車】

走行しない場合にあっては、敷地の状態及び建築物の構造等やむを得ない場合により、待機スペース等を設けることにより、安全に駐車させ、及び出入させることができる場合は、上記（1）（2）の幅員未満とすることができます。



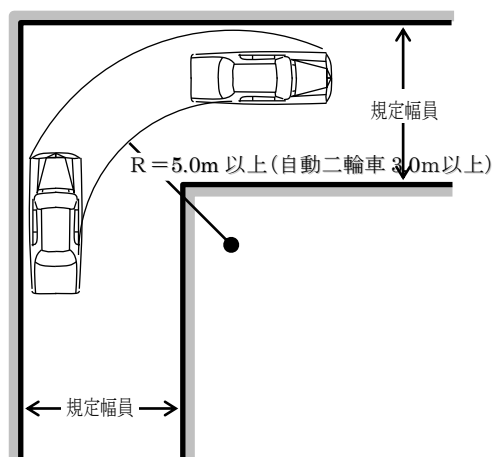
2. はり下の高さ（規則第5条第2号ア）

車路のはり下の高さは2.3 m以上であることが必要です。（荷さばき駐車施設の車路のはり下高さは3.2 m以上であることが必要です。）



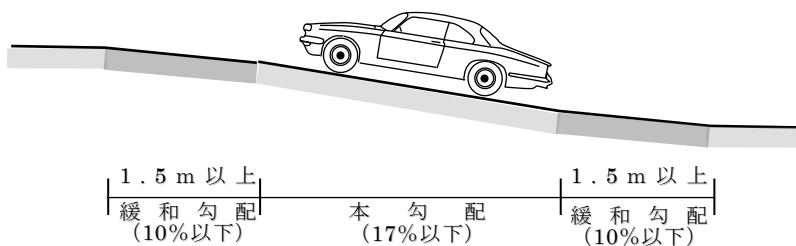
3. 屈曲部（規則第5条第2号イ）

車路の屈曲部の内回り半径は5.0 m以上（自動二輪車の場合は3.0 m以上）であることが必要です。ただし、カーブミラー等で安全対策を講じられている場合この限りではありません。



4. 傾斜部の縦断勾配（規則第5条第2号ウ）

車路の傾斜部の縦断勾配は17 %を超えないことが必要です。また、下図のように傾斜の端部には、1.5 m以上の緩和勾配（10 %以下）を設けることが望ましいと考えております。



第3 特殊装置(機械式駐車施設)について

1. 特殊装置の認定(基準第4条第1号)

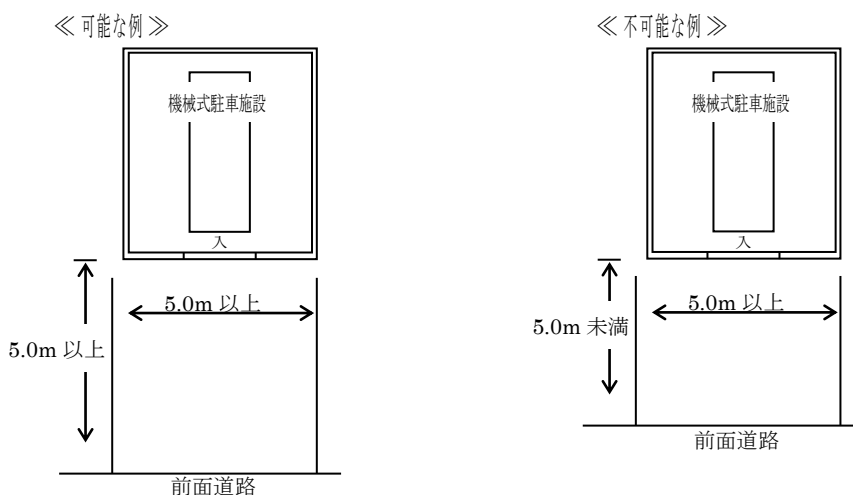
特殊装置は、駐車場法施行規則(平成12年運輸省・建設省令第12号)第4条第1項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年国土交通省告示第1191号)に適合しているものとして、国土交通大臣が認める装置を用いる必要があります。(詳細については、計画調整局計画部都市計画課まで、お問い合わせください。)

2. 前面空地について(基準第4条第2号、第3号、第4号)

特殊装置を用いる駐車施設等を設置する場合は、特殊装置の前面と駐車施設等の出口又は入口との間には、幅5.0m以上、奥行き5.0m以上の空地(ターンテーブルその他の特殊な装置の管理上必要な構造物であって、自動車が安全かつ円滑に走行するために支障をきたすおそれのないものについては、当該構造物が設置された部分を含む)を設ける必要があります。(船場建築線による敷地後退部分については、前面空地に含むことはできません。)

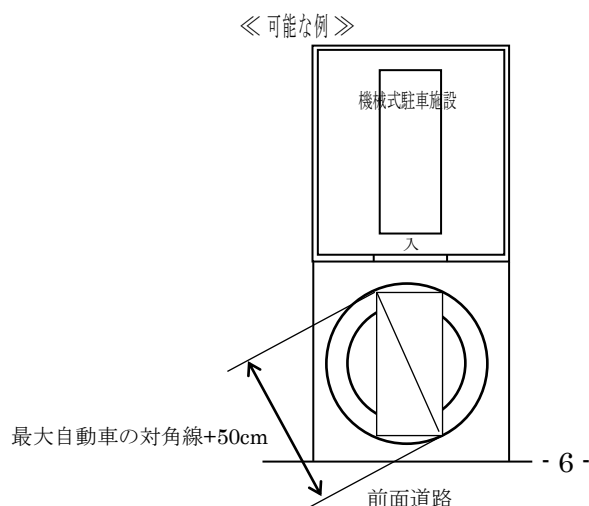
・ 詳細については、下記のとおりとします。

(1) 前面空地の大きさは、幅は5.0m以上、奥行きは5.0m以上とします。



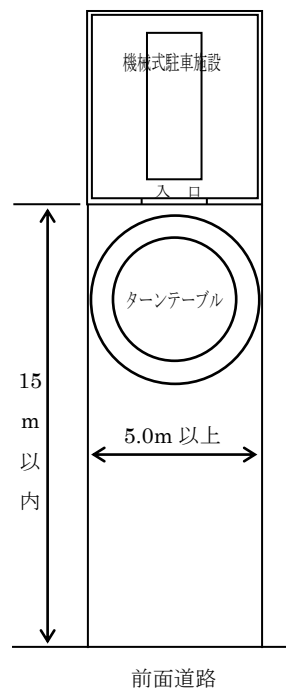
(2) 前面空地にターンテーブルを設ける場合は、当該特殊装置に収容可能な最大自動車の対角線+50cmの空地が必要です。

また、ターンテーブル内蔵型特殊装置を設ける場合でも、規定の前面空地は必要です。



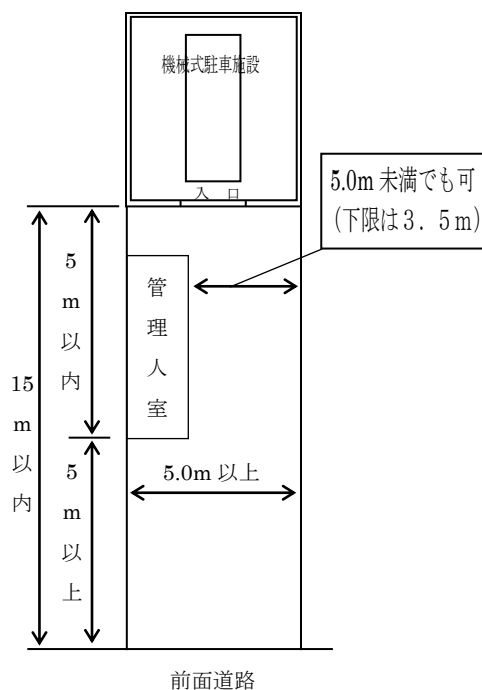
- (3) 前面空地の奥行きは15m以内とし、傾斜又は屈曲は設けられません。この規定を満たさない空地は車路扱いとなります。
(ターンテーブルを設ける場合も、これを前面空地の奥行きに含みます。)

《可能な例》

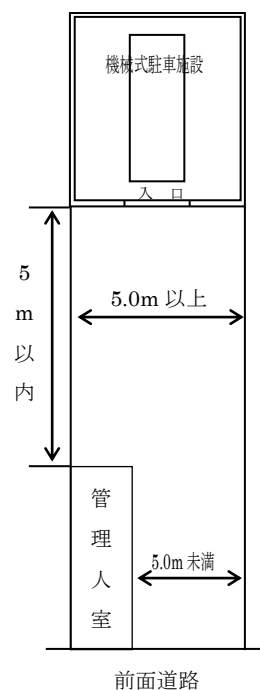


- (4) 特殊装置の扉前面において、やむを得ない理由で5.0m以上の幅員を確保することが不可能な場合は、扉前面から5.0m以内に限り、当該特殊装置の一部と見なし、その前に前面空地をとることができます。

《可能な例》



《不可能な例》



第4 出入口について

1. 出入口設置禁止場所（規則第4条第1号、第2号）

駐車施設等の出入口は、原則として、次の（1）～（6）までに掲げる道路又は、道路の部分に設けることはできません。

ただし、駐車の用に供する面積が50m²以下の駐車施設等には適用されません。

なお、大阪府建築基準法施行条例第50条の適用を受ける自動車車庫にあっては、同条の規定に従う必要があります。

また、大規模建築物事前協議制度の適用を受ける場合は、幅員6m以上の道路に出入口を設ける必要があります。

（1）幅員4m未満の道路。ただし、下記ア、イ、ウ、エのいずれかに該当し、当該敷地を自主後退して道路とあわせて4m以上の幅員が確保される場合はこの限りではありません。

ア．敷地に面している道路がいずれも幅員4m未満の場合

イ．他の法的規制により幅員4m以上の道路に出入口を設けられない場合

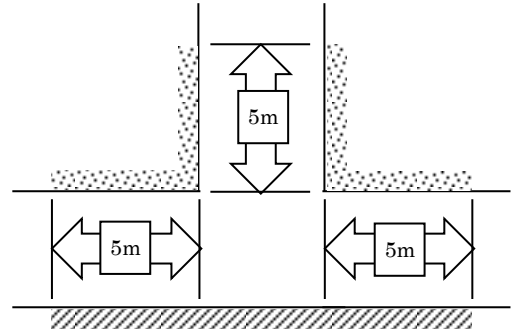
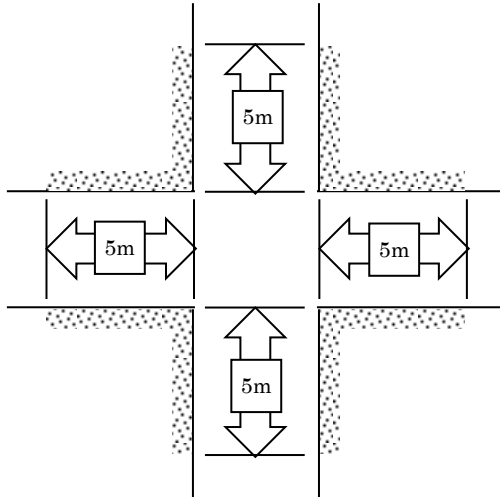
ウ．前面道路が2つ以上ある場合で、幅員4m以上の道路側に既設建築物があり改良不可能な場合

エ．4m未満の道路側に出入口を設けるほうが、周辺の安全な交通に資すると認められる場合

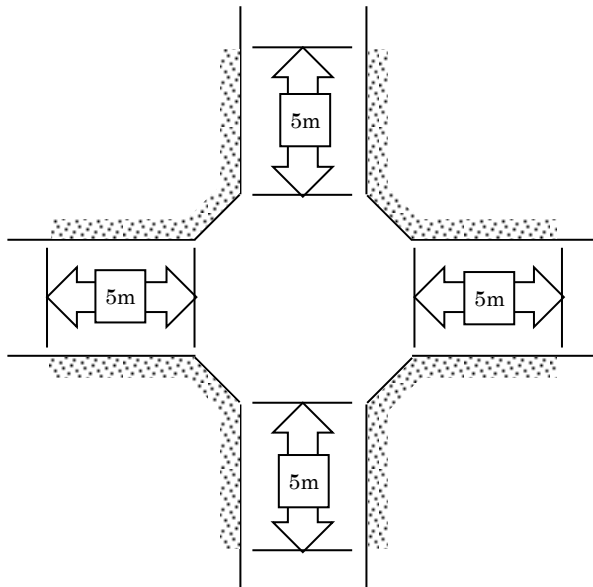
- (2) 交差点の側端、道路のまがりかど、横断歩道又は自転車横断帯の側端、横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口からそれぞれ 5 m 以内の部分。

ア. 交差点の側端から 5 m 以内の部分

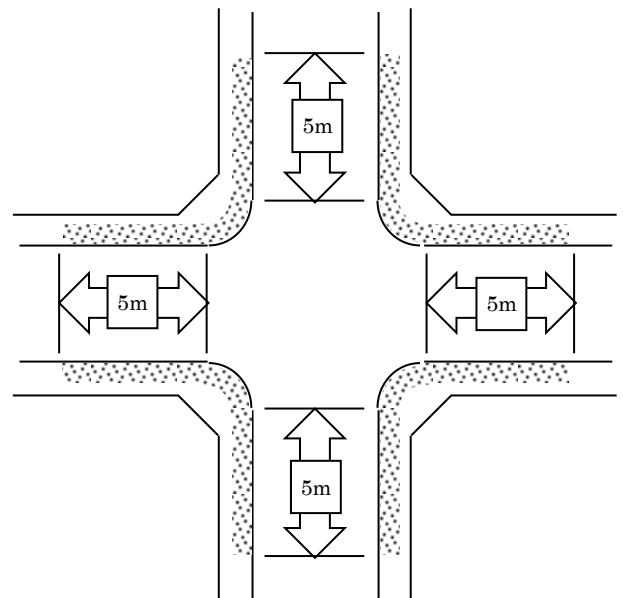
※十字路、T字路その他 2 つ以上の道路の交わる場合における、その 2 つ以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては車道）の交わる部分をいいます。



隅切りのある場合

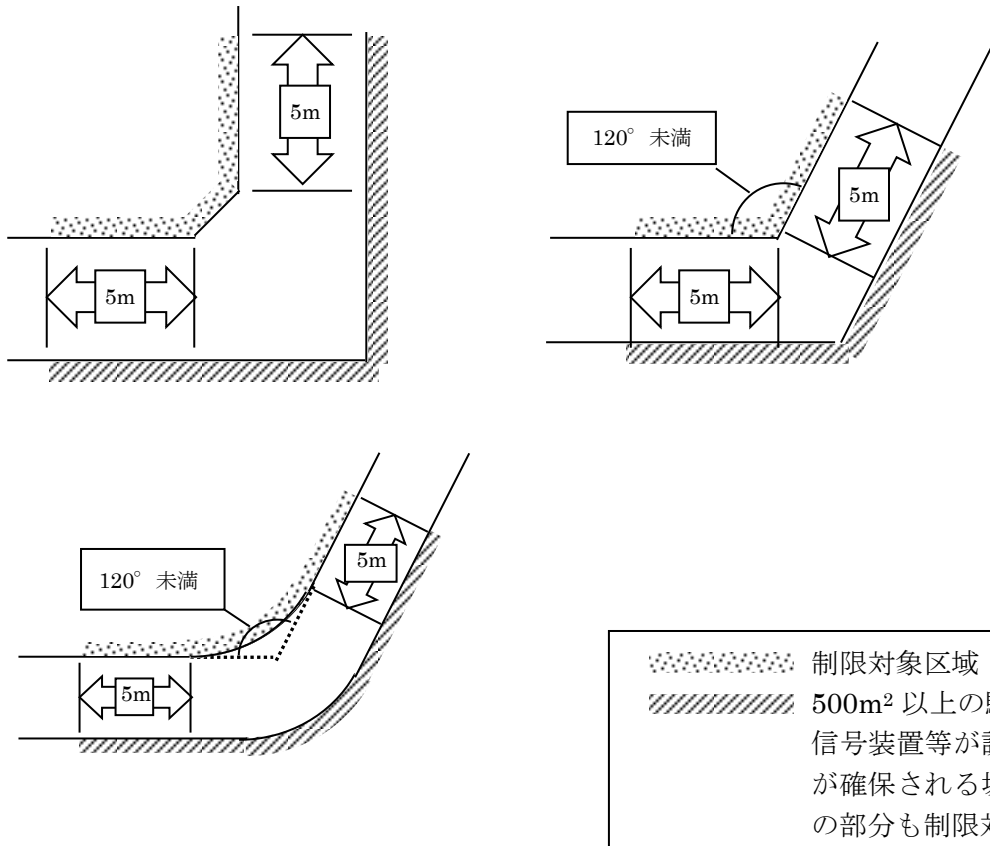


歩道のある場合

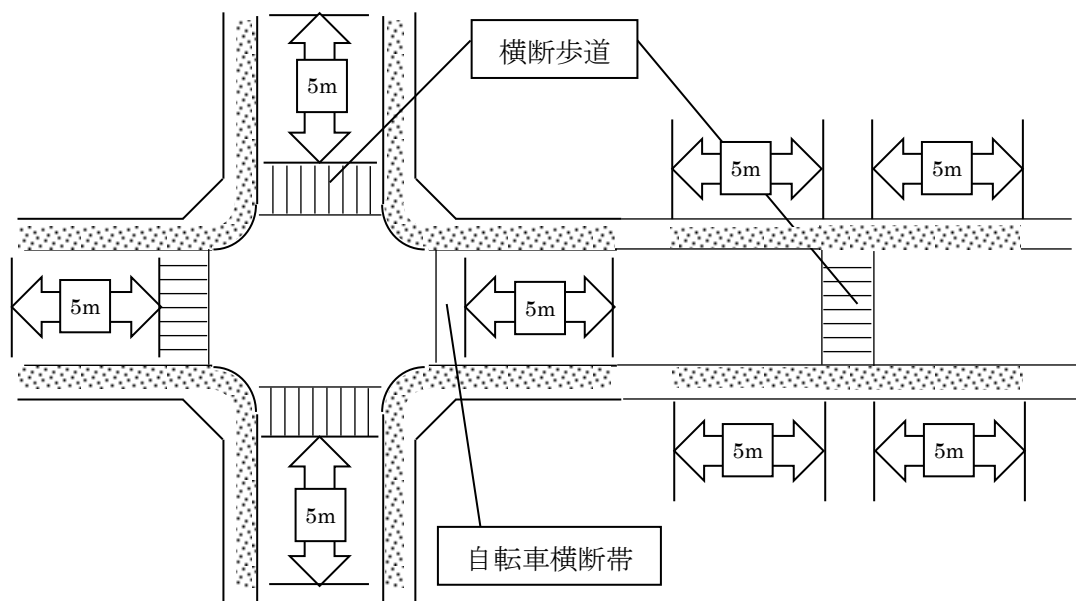


イ. 道路のまがりかどから 5 m 以内の部分

※まがりかどとは道路の折れ曲がり部分で、その内角が 120 度未満のものをいいます。
曲線の場合は、曲線の始点から終点をまがりかどとし、その始点及び終点から 5 m 以内の道路の部分を出入口禁止区域とします。

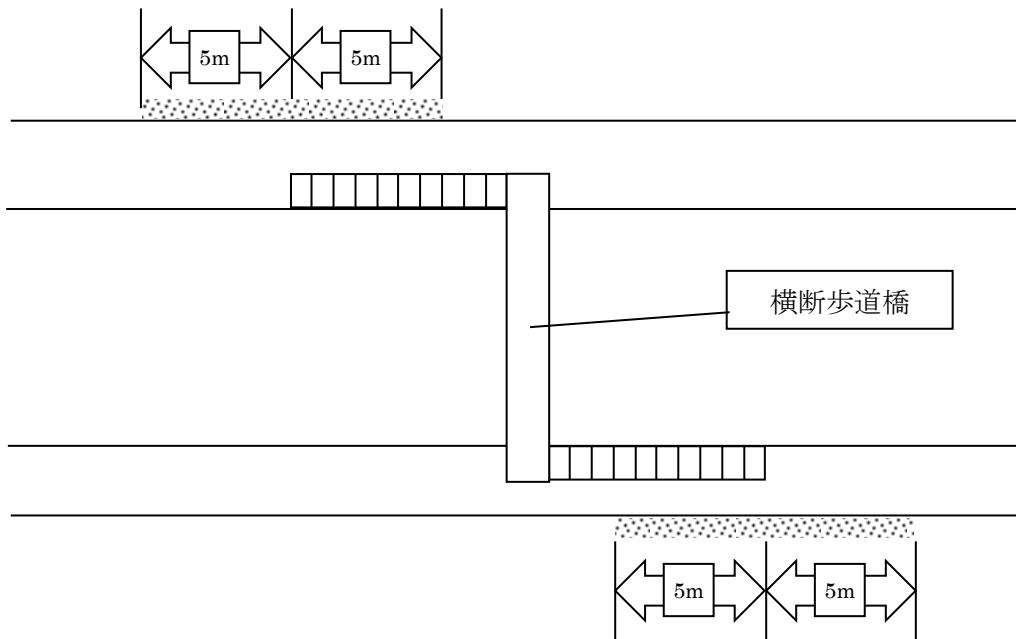


ウ. 横断歩道又は自転車横断帯から 5 m 以内の部分



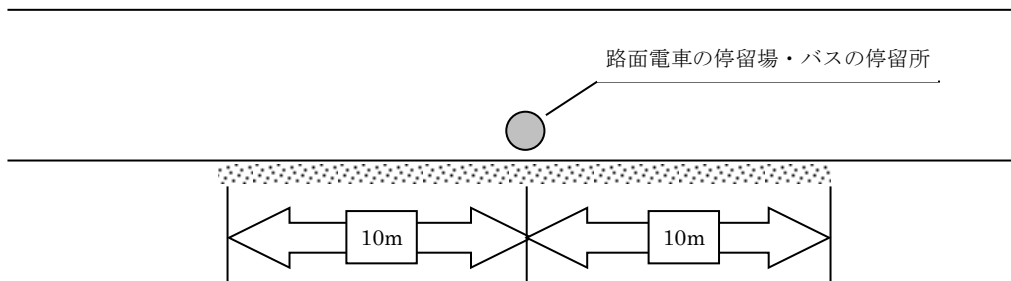
エ. 横断歩道橋（地下横断歩道）

※昇降口を基準とします。



(3) 路面電車の停留場、バスの停留所、安全地帯又は踏切から10m以内の道路の部分。

ア. 路面電車の停留場・バス停留所



イ. 安全地帯

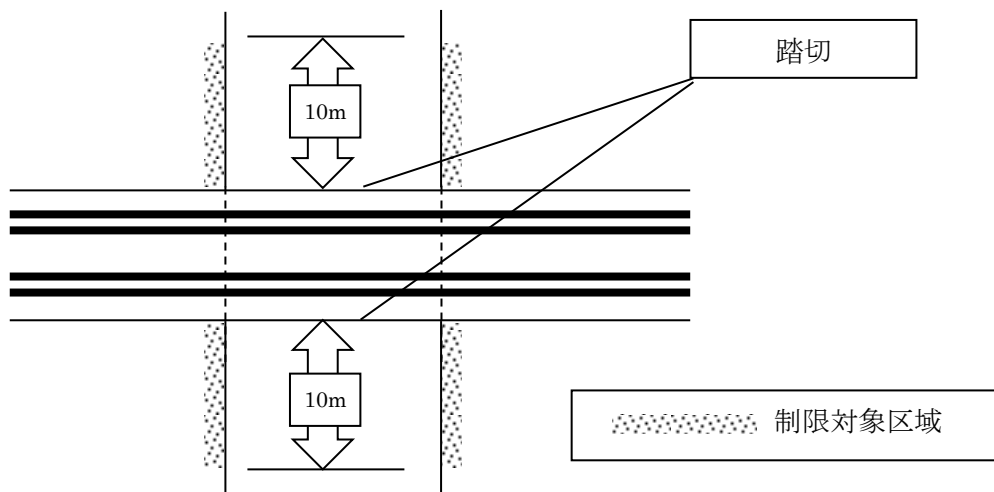
安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

※道路交通法第2条第1項第6号の安全地帯をいいます。

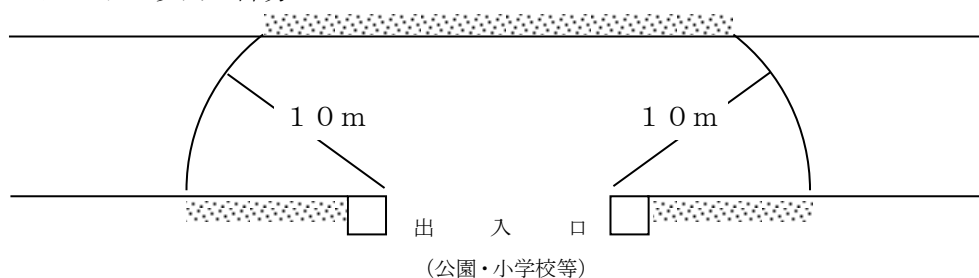


ウ. 踏切

※停止線がある場合は停止線からとし、停止線がない場合は遮断機からとします。

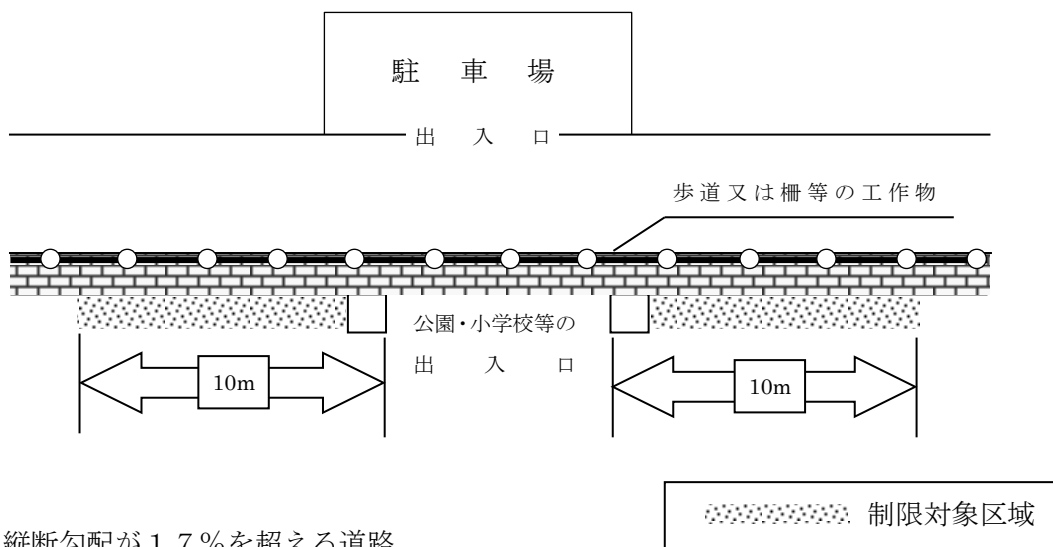


- (4) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 10 メートル以内の部分



ア. 公園、小学校等の出入口とは幼児、生徒等が出入りするところをいいます。

イ. 歩道がある場合、又は柵等の工作物により、幼児、生徒等の安全が確保されている場合は、公園、小学校等の出入口の反対側の部分は制限対象外になります。(ただし、大阪府建築基準法施行条例第50条に該当する自動車車庫にあっては、計画調整局建築指導部で別途協議を行ってください。)



- (5) 縦断勾配が 17 % を超える道路
(6) 橋

2. 前面道路が2つ以上ある場合（規則第4条第3号）

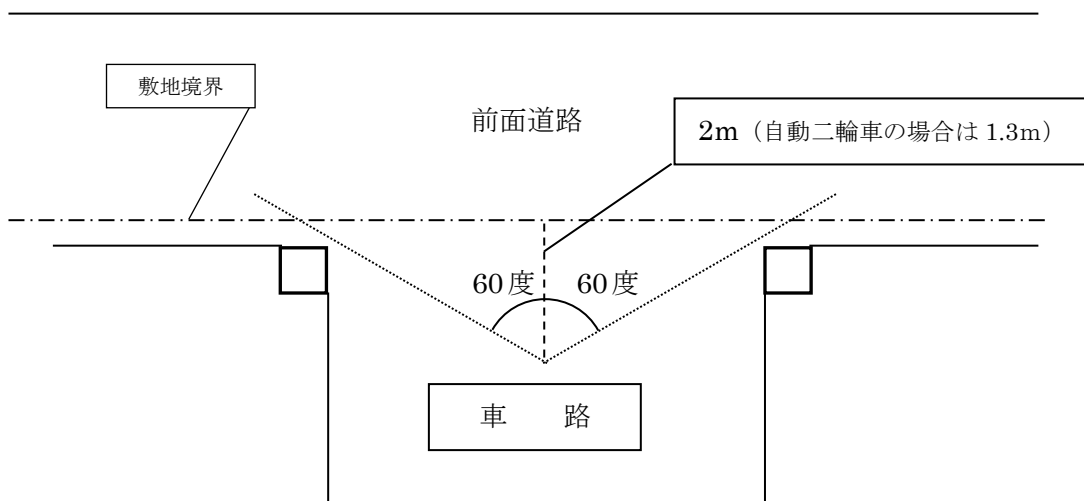
前面道路が2つ以上あるときの駐車場の出入口は、歩行者交通及び周辺環境に支障を及ぼす恐れのない道路に設ける必要があります。

・ただし下記のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 他の法的規制により、幅員4 m以上の道路に面した敷地に入出口を設けられない場合。
- (2) 幅員4 m以上の道路側に既設建築物があり改良不可能な場合。

3. 出口付近の構造（規則第4条第4号）

駐車施設等の出口付近の構造は、道路境界から2 m（自動二輪車の場合は1.3 m）後退した車路の中心線上1.4 mの高さから、左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、道路を通行するものの存在を容易に確認できることが必要です。



注) 上図の見通しが利かない場合は、カーブミラー等の設置により視界を確保することが必要です。